

平成26年度 人事院調達改善計画の年度末自己評価結果

(評価対象期間：平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日)

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果		実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組				目標の達成状況		
1. 重点的に取り組む分野							
随意契約によらざるを得ない合理的な理由を精査し、一般競争契約又は競争性のある随意契約に移行できないか検討し、可能な限り一般競争契約等競争性のある契約への移行に努める。		<p>①随意契約審査案件として調達原課から11件の申請があり、そのうち10件については随意契約審査委員会に諮ったところ、了承が得られた。残る1件は、緊急の必要により一般競争契約に付すことができない案件だったため、随意契約審査委員会審査要領に従い事後に報告を行った。</p> <p>②人事・給与関係業務情報システムの運用サービスの変更として一括調達を予定していた(a)バックアップデータ等退避業務及び(b)モニタリングツールの試行運用業務のうち、競争に馴染む性質と考えられた(a)について一般競争契約によることとした。</p> <p>③企画競争であった案件については、調達内容の性格も精査した。</p>	<p>①随意契約の審査を通じて調達原課においては適切な契約の在り方について理解が深められた。</p> <p>②人事・給与関係業務情報システムに係るバックアップデータ退避等業務を一般競争契約に移行した結果、当初約2,500万円(随意契約)の予定価格が2,100万円で落札され、約400万円の経費を節減することができた。</p> <p>③企画競争であった案件(12件)については、仕様書で定義するだけでは応札する業者の技術力等を十分に把握できないなどといった問題点が再確認された。</p>	○	—	透明性及び競争性の確保に留意し、問題点が再確認された案件については、一般競争契約に移行するための改善策を検討するなど引き続き取組を進める。	
2. 継続的な取組等							
(1) 随意契約となっている調達(主として少額随意契約)							
少額随意契約にあっても複数者からの見積により安価な業者と契約するよう努める。その際、障害者就労施設からの調達にも留意する。	○	少額随意契約となっている案件については、障害者就労施設からの調達にも留意しつつより多くの業者から見積をとるよう努めた。	調達の多い印刷案件については、障害者就労施設からも見積をとることとし、競争性を確保した上で安価な業者と契約することができた。(平成26年度中の印刷調達案件158件中結果的に障害者就労施設との間で18件契約)	○	障害者就労施設からの調達については、これら施設の受注能力が限られていることから見積合わせに参加できない案件がある。	透明性及び競争性の確保に留意し、継続して取組を進める。	
(2) 一者応札となっている調達							
① 入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった理由等について、当該事業者から意見聴取等を行い、その結果を活用する。		入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった業者に対し、理由を任意回答の形で聴取し、可能なものについて精査した。	左記のとおり取り組んだものの具体的な効果には結びつかなかった。	—	過去に入札実績があるものは、落札金額についてホームページで公表しているところだが、業者側でその額では採算がとれないこと、業務を請け負う際の作業人員が確保できないこと等の判断がなされ、入札を見合わせる実態があることが判明した。	競争性の確保に留意し、当該事業所から聴取した意見について反映が可能なものは反映するよう継続して取組を進める。	

<p>② 競争を制限するような条件又は仕様になっていないかを引き続き検討し、競争を制限するような条件等があれば仕様書の見直しを行う。</p>		<p>人給システムアドバイザーの企画競争については、CIO補佐官の企画競争に参加した業者から、「CIO補佐官の公告から10日程度後の公告であり、CIO補佐官の企画競争への企画案を検討している最中に公告を出されても、人給システムアドバイザーの企画案を検討するのは体制の要員の確保が難しいことから実質的に応札が厳しい」という意見があったので、公告の時期をCIO補佐官の時期に近接させ、両案件への参加の選択を可能にした。</p>	<p>左記取組を行ったところ複数業者からの応札があった。</p>	○	<p>既に導入されている機器の保守等の中には仕様書の見直しが困難な案件もある。</p>	<p>競争性の確保に留意し、引き続き業者が応札しない理由の把握に努め、見直しが可能なものは反映するよう継続して取組を進める。</p>
<p>③ 公告は、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前にしなければならないと会計法令で規定されているが、現在運用している14日前の公告期間を拡大するよう努める。</p>	○	<p>入札公告については、公告期間の拡大可能な案件については拡大した。</p>	<p>左記のとおり取り組んだものの具体的な効果には結びつかなかったが、公告内容を業者に周知するための機会を拡大することができた。</p>	○	<p>年度末に調達をしなければならぬ案件で調達が不調に終わり、再度入札公告をした案件について14日前の確保ができなかった。(1件)</p>	<p>継続して取組を進めるとともに、公告期間について検討する。</p>
<p>(3) 庁費関係のうち、汎用的な物品、役務の調達</p>						
<p>① コピー用紙の共同調達を引き続き実施し、購入経費の5%削減を目指す。</p>		<p>厚生労働省との共同調達を継続するとともに、コピー枚数削減のための周知をした。</p>	<p>【平成26年度調達実績】 3,942,691円(税抜き)(全3,779箱) 【平成25年度調達実績】 4,795,874円(税抜き)(全5,032箱) ▲853,183円(▲17.8%) ▲1,253箱(▲24.9%)</p>	○	-	<p>平成27年度も共同調達を継続しつつ、コピー枚数削減にも努める。</p>
<p>② 事務用消耗品等の購入については他省庁との共同調達を引き続き実施する。</p>		<p>対象品目に新たな3品目(パウチフィルム、マチ広宅配袋、マルチプリンタラベル)を追加した。 また、調達における効率性の観点から、過去に請求の無かった3品目を対象から外した。 ※ 追加、削除した品目は、人事院、厚生労働省及び環境省における調整結果</p>	<p>関係省庁との調整により新たに共同調達の品目に加えたものうち実際に調達を行ったマルチプリンタラベルの単価は、2,520円(平成25年度)から2,300円(平成26年度)へと引き下げることができた。</p>	○	<p>共同調達範囲の拡大については、必要性について十分精査した上で計画する必要がある。</p>	<p>来年度の共同調達に向けて関係省庁との協議を継続する。</p>
<p>③ 月ごとに購入する消耗品について、再利用を徹底するなど調達数量を削減することにより支出の削減に努める。</p>	○	<p>調達要求課に対して再利用が可能と思われる消耗品を例示などすることにより消耗品の調達削減のための周知をした。</p>	<p>【平成26年度調達実績】 4,051,539円(税抜き)(31,474個) 【平成25年度調達実績】 4,244,284円(税抜き)(34,187個) ▲192,745円(▲4.54%) ▲2,713個(▲7.9%) 【主な調達品目の対前年度実績】 バイプ式ファイル 1,293個(平成26年度) < ▲189個(▲12.8%) > フラットファイル(A4縦型) 4,510個(平成26年度) < ▲870個(▲16.2%) ></p>	○	-	<p>継続して取組を進めるとともに、支出の削減に努める。</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況

会議等名称 : 人事院契約監視委員会

開催日時 : 平成27年6月9日(火)

外部有識者からの意見	意見に対する対応
<p>障害者就労施設は、受注可能な物品やサービスの種類や数量が限られるため、実際の調達案件で受注することはかなり厳しいと聞いている。複数業者からの見積りにより最低限度の競争性を確保した上で、引き続き、障害者就労施設からの調達に積極的に取り組んでほしい。</p>	
<p>低い落札価格が公表されることが、入札辞退→一者応札につながっているという事情もあるようだが、落札価格をホームページに掲載する必要があるのか。官用車の購入や清掃業務等の定型的役務であれば、公表しなくても、落札価格はある程度類推が利くのではないか。</p>	<p>「公共調達の適正化について」(平成18年財務大臣通知)において、「契約金額」は「公表しなければならない」とされている。例えば前年度と予算同額の調達案件で、前年度の落札価格が低く採算が合わないとして、業者が入札を辞退するようなケースもある。</p>
<p>平成26年度自己評価結果に関する今日の意見も斟酌の上、平成27年度調達改善計画に基づく取組みを進めてほしい。</p>	